3　携帯発電機

(1) 構造

イ　燃料にプロパンガスを使用するものにあっては、各部よりガス漏れがないこと。

ロ　液体燃料を使用するものにあっては、燃料を注入する場合において規定量が容易に確認できる構造であること。

ハ　過負荷、外部の電路の短絡等により危険を生ずるおそれのあるものにあっては、保護装置を有していること。

「危険を生ずるおそれ」とは、過負荷又は出力端子を短絡した状態で30分間運転(保護装置が動作したときは、そのときまで運転)した場合において、感電、火災及び傷害を生ずるおそれをいう。

ニ　表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で雨水中では使用できない旨の表示を付してあること。

(解説)

1. 本項は，携帯発電機の構造について規定したものである。

2. ロ項において，

1 「規定量」とは、燃料タンクの許容量の範囲内であって、危険のおそれのない最大容量をいう(以下別表第八3において同じ。)。

2 「容易に確認できる構造」のものとは、次のものをいう。

(1) 透明のガラス製、合成樹脂製等の外部に設けた規定量表示器

(2) 燃料補給口に設けた規定量指示板

(2) 絶縁性能

附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。

(解説)

1. 本項は，携帯発電機の絶縁性能について規定したものである。

(3) 平常温度上昇

定格出力に等しい出力で各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(短時間定格のものにあっては、その表示された定格時間に等しい時間が経過した時まで)連続して運転し、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあっては、原動機の外郭以外の部分に限る。)にあっては同表の右欄に掲げる値以下、燃料タンク内の燃料にあっては 60℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であること。この場合において、出力が交流のものであって、定格力率の表示を有するものにあってはその力率で、表示を有しないものにあっては 0.8 の力率で試験を行わなければならない。

「燃料タンク内の燃料」の温度の測定は、次による。

イ　測定位置は、燃料タンクの底面から約 1 ㎝上部とする。

ロ　測定時期は、連続定格のものにあっては燃料以外の各部の温度上昇がほぼ一定となり、かつ、燃料が規定量の 1/2 に減少したときとし、短時間定格のものにあっては定格時間が経過した時とする。この場合において、定格時間中に燃料が規定量の 1/2 以下になったときには、燃料を補給する。

(解説)

1. 本項は, 携帯発電機の平常温度上昇について規定したものである。
2. 本項の,「原動機の外郭」には、排気孔(排気消音器及びその保護カバーを含む。)、冷却風出口周辺及び原動機シリンダー部に近接したカバーを含む。

(4) 過負荷性能

イ　(3) の試験の直後に、原動機および発電機の出力調整用つまみをそれぞれ最高出力の位置にセットし連続して 1 時間(保護装置が動作したときは、その時まで)運転したとき、各部に異状を生じないこと。

ロ　無負荷の状態において、原動機の出力調整用つまみを最高出力の位置にセットし連続して 1 分間運転したとき、各部に異状が生じないこと。

(解説)

1. 本項は, 携帯発電機の過負荷性能について規定したものである。
2. ロ項において, 容易に取り外し可能な位置にあるロックナット、掛け金等で固定されている「出力調整用つまみ」は、固定をゆるめ最高出力の位置にセットする。

(5) 電圧変動率

発電機の電圧変動率は、30%以内であること。

(解説)

1. 本項は, 携帯発電機の電圧変動率について規定したものである。

(6) 運転試験

液体燃料を使用するものにあっては、規定量の燃料を満たした状態において各方向に20°傾けて運転したとき、燃料漏れが生ずるおそれのないこと。

(解説)

1. 本項は, 携帯発電機の運転試験について規定したものである。
2. 本項において,

1 「運転したとき」とは、平常温度上昇試験の状態をいう。

2 「燃料漏れ」には、微量のにじみは含まない。

4　附表

附表第一　電気かみそり等の空間距離

箇所			空間距離（沿面距離を含む。）（㎜）
端子部	極性が異なる端子部相互間及び端子部とアースするおそれのある非充電金属部との間		2.0
端子部以外の充電部	極性が異なる充電部相互間及び充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	固定している部分であって、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所	1.5
		その他の箇所	2.0

（解説）

1. 本附表は，電気かみそり等の空間距離について規定したものである。

2. 本附表において，

1 「アースするおそれのある非充電金属部」には、構造上やむを得ず露出する充電部を含む（以下別表第八附表第二において同じ。）。

2 「じんあいが侵入」し難い箇所とは、原則として密閉された容器等により空気の流通にさらされないように保護されている部分をいい、次に掲げる部分にあっては、これと同等の保護が施されている部分とみなす（以下別表第八附表第二において同じ。）。

(1) プリント基板においてコーティングされた部分

(2) 開口部のない箱の内部及びビロード又はこれと同程度にじんあいを通さないものによって閉された部分

(3) じんあいが入るおそれのある空げきがある場合であって、空げきが1㎜以下で、かつ、その空げきから30㎜以上離れている部分

3 「金属粉が付着し難い箇所」には、開閉機構又は可動部を有するものにあっては、その開閉又は作動により発生した金属粉が移行するおそれのある部分は含まない（以下別表第八附表第二において同じ。）。

附表第二　電気かみそり等以外のものの空間距離

線間電圧又は対地電圧(V)	空間距離(沿面距離を含む。)(㎜)											
	電源電線の取付け部				出力側電線の取付け部				その他の部分			
	使用者が接続する端子部間	使用者が接続する端子部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	製造者が接続する端子部間	製造者が接続する端子部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	使用者が接続する端子部間	使用者が接続する端子部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	製造者が接続する端子部間及び使用者が接続器により接続する端子部間	製造者が接続する端子部及び使用者が接続器により接続する端子部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	極性が異なる充電部間		充電部とアースするおそれのある非充電金属部又は人が触れるおそれのある非金属部の表面との間	
									固定している部分であって、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所	固定している部分であって、じんあいが侵入し難く、かつ、金属粉が付着し難い箇所	その他の箇所
50 以下のもの	—	—	—	—	3	3	2	2	1.2	1.5	1.2	1.2
50 を超え150 以下のもの	6	6	3	2.5	6	6	3	2.5	1.5	2.5	1.5	2
150 を超え300 以下のもの	6	6	4	3	6	6	4	3	2	3	2	2.5
300 を超え600 以下のもの	—	—	—	—	10	10	6	6	4	5	4(3)	5(4)
600 を超え 1,000 以下のも	—	—	—	—	10	10	8	8	6	7	6	7

の												
1,000 を超え 3,000 以下のもの	—	—	—	—	20	20	20	20	20	20	20	20
3,000 を超え 7,000 以下のもの	—	—	—	—	30	30	30	30	30	30	30	30
7,000 を超え 12,000 以下のもの	—	—	—	—	40	40	40	40	40	40	40	40
12,000 を超えるもの	—	—	—	—	50	50	50	50	50	50	50	50

(備考)

1　線間電圧又は対地電圧の 300 を超え 600 以下の欄の括弧内の数値は、ガラス封じ端子に適用する。

2　線間電圧又は対地電圧が 1,000V を超えるものの空間距離(沿面距離を除く。)にあっては、10 ㎜を減じた値とすることができる。

(解説)

1. 本附表は，電気かみそり等以外のものの空間距離について規定したものである。

2. 本附表においては，

1　別表第六附表第二の**解説 2 を準用する。**~~解釈 1 に同じ。~~

2　別表第六附表第二の**解説 4 を準用する。**~~解釈 3 に同じ。~~

3　**別表第四 1(2)タ表(イ)1 を準用する。**~~別表第四 1(2)タ表の解釈 2 に同じ。~~

4　別表第六附表第二の**解説 6 を準用する。**~~解釈 5 に同じ。~~

附表第三　絶縁性能試験

<table>
<tr><th>試験の種類</th><th>試験の内容</th></tr>
<tr><td>1　絶縁抵抗試験</td><td>平常温度上昇の試験の前後において、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 3MΩ 以上であり、かつ、次の表の左欄に掲げる絶縁の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以上であり、その他のものにあっては 1MΩ 以上であること。
<table>
<tr><th>絶縁の種類</th><th>絶縁抵抗(MΩ)</th></tr>
<tr><td>基礎絶縁</td><td>1</td></tr>
<tr><td>付加絶縁</td><td>2</td></tr>
<tr><td>強化絶縁</td><td>3</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>2　絶縁耐力試験</td><td>(1) 平常温度上昇試験の直後に行う絶縁抵抗試験の後、充電部と器体の表面との間に、定格電圧が150V 以下のものにあっては 1,000V、定格電圧が 150V を超えるものにあっては 1,500V の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。
(2) 単巻変圧器を有する機器であって、対地電圧が150V を超えるものにあっては、充電部と器体の表面との間に次の表に掲げる値の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。
<table>
<tr><th>対地電圧の区分</th><th>交流電圧</th></tr>
<tr><td>150V を超え 300V 以下</td><td>1,500V</td></tr>
<tr><td>300V を超え 1,000V 以下</td><td>対地電圧の 2 倍に 1,000V を加えた値</td></tr>
<tr><td>1,000V を超え 3,000V 以下</td><td>対地電圧の 1.5 倍に 500V を加えた値(3,000V 未満となる場合は、3,000V)</td></tr>
<tr><td>3,000V を超えるもの</td><td>対地電圧の 1.5 倍(5,000V 未満となる場合は、5,000V)</td></tr>
</table>
(3) 絶縁変圧器を有するものにあっては、(1) に規定する試験のほか、変圧器の2次側の電圧で充電される部分と器体の表面との間及び変圧器の巻線相互間に次の表に掲げる値の交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。この場合において、巻線相互間の試験を行う場合の電圧の区分は、変圧器の1次側又は2次側のいずれか高い電圧によるものとする。

なお、「絶縁変圧器」の2次側において、その電圧が 1,000V を超え、かつ、段絶縁等の特殊絶縁方式を用いたものにあっては、次のいずれかの方法により行う。
a　1次側に、50Hz 又は 60Hz の定格1次電圧の 1.5 倍の電圧を加える。
b　2次側に規定の電圧が加わるように、1次側に、商用周波数以上の周波数の電圧を加える。
<table>
<tr><th>電圧の区分</th><th>交流電圧</th></tr>
<tr><td>30V 以下</td><td>500V</td></tr>
<tr><td>30V を超え 150V 以下</td><td>1,000V</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

	150V を超え 300V 以下 \| 1,500V 300V を超え 1,000V 以下 \| 変圧器の2次側の電圧の 2 倍に 1,000V を加えた値 1,000V を超え 3,000V 以下 \| 変圧器の2次側の電圧の 1.5 倍に 500V を加えた値(3,000V 未満となる場合は、3,000V) 3,000V を超えるもの \| 変圧器の2次側の電圧の 1.5 倍(5,000V 未満となる場合は、5,000V) (4) 二重絶縁構造のものにあっては、平常温度上昇試験の直後に行う絶縁抵抗試験の後、次の表の左欄に掲げる絶縁の種類ごとに同表の右欄に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して 1 分間これに耐えること。 絶縁の種類 \| 電圧(V) 定格電圧が 150V 以下のもの \| 定格電圧が 150V を超えるもの 基礎絶縁 \| 1000 \| 1500 付加絶縁 \| 1500 \| 2500 強化絶縁 \| 2500 \| 4000
3 注水絶縁試験	通常の使用状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて、清水を毎分約 3 ㎜の水量で約 45 °の傾斜方向から降雨状態で一様に注水し、1 時間を経過した時に注水を続けながら1 及び 2 の試験を行なったとき、これに適合すること。
4 溢水絶縁試験	(1) 平常温度上昇の試験の後において、連続して 5 分間溢水させ、器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 1MΩ 以上であり、その他のものにあっては 0.3MΩ 以上であり、かつ、この試験の後に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて水等の温度がほぼ一定となった時の500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 3MΩ 以上であり、その他のものにあっては 1MΩ 以上であること。この場合において、溢水量は、器体の溢水する部分の内周 10 cmにつき毎分 2,000 cm^3 の割合で算出した水量(算出した水量が毎分 20,000 cm^3 を超えるときは、20,000 cm^3)とする。 (2) 平常温度上昇の試験の後において、タンク内に十分水を満たし、これに 10 cm^3 の水を加えることによって溢水させ、器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 1MΩ 以上であり、その他のものにあっては 0.3MΩ 以上であり、かつ、この試験の後に定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を加えて水等の温度がほぼ一定となった時の500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 3MΩ 以上であり、その他のものにあっては 1MΩ 以上であること。 (3) 容器に水を入れ、5 分間溢水させた後器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 3MΩ 以上であり、その他のものにあっては 1MΩ 以上であること。この場合において、溢水量は、器体の溢水する部分の内周 10 cmにつき毎分 2,000 cm^3 の割合で算出した水量(算出した水量が毎分 20,000 cm^3 を超えるときは、20,000 cm^3)とする。 (4) 容器に水を入れ、容器の容量の10 分の 1 に等しい容量の水を加えることによって溢水させ、器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては 3MΩ 以上であり、その他のものにあっては 1MΩ 以上であること。

5　浸水絶縁試験	(1) 2に規定する試験の後において、器体のカバーを取り除き、電源電線等の接続部以外の部分を清水中に3分間浸し、電源電線等の接続部については、附表第三6(1)の試験を行い、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては1MΩ以上であり、その他のものにあっては0.3MΩ以上であり、かつ、この試験の後に器体を乾燥し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては3MΩ以上であり、その他のものにあっては1MΩ以上であること。 (2) 5(1)に規定する試験(電源電線等の接続部については、附表第三6(1)の試験を除く。)の後において、電源電線等の接続部を表面が平らな厚さ10㎜以上の木台上に通常の使用状態に置き、1,000㎤の清水を毎秒200㎤の割合で電源電線等の接続部中央に10㎝の高さから連続して一様に注水し、器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては1MΩ以上であり、その他のものにあっては0.3MΩ以上であり、かつ、この試験の後に器体を乾燥し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては3MΩ以上であり、その他のものにあっては1MΩ以上であること。 (3) 2に規定する試験の後において、器体のカバーを取り除き、器体(器体に取り付けられた接続器及び直付けの電源電線等(中間に設けられたスイッチを除く。)を含む。)を清水中に3分間浸し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては1MΩ以上であり、その他のものにあっては0.3MΩ以上であり、かつ、この試験の後に器体を乾燥し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては3MΩ以上であり、その他のものにあっては1MΩ以上であること。
6　耐湿絶縁試験	(1) 45℃±3℃で4時間器体を放置した後、周囲温度が40℃±3℃、相対湿度が88%以上92%以下の状態に、二重絶縁構造のものにあっては48時間、その他のものにあっては24時間保った後に器体の外郭表面に付着した水分をふきとり、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては1MΩ以上であり、その他のものにあっては0.3MΩ以上であること。 (2) 沸騰水を入れた容器を器具の庫内等に入れ、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を連続して2時間加えた後、通電を停止した状態において2時間経過した時の500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、二重絶縁構造のものにあっては3MΩ以上であり、その他のものにあっては1MΩ以上であり、かつ、2(3)の表に掲げる交流電圧を充電部と器体の表面との間に加えたとき、連続して1分間これに耐えること。

(解説)

1. 本附表は，絶縁性能試験について規定したものである。

2. [1　絶縁抵抗試験] において，

1 「平常温度上昇の試験の前後」の「後」とは、原則として、試験後約2分を経過したときをいう。

2 充電部と器体の表面との間にサージアブソーバーを有するものであって差し込みプラグの接地極の刃で接地できるもの又は次に適合するものにあっては、「充電部と器体の表面」との間の測定はサージアブソーバーを回路から取り外して行うことができる(以下別表第八附表第三2において同じ。)。

(1) 金属外郭と絶縁されたアース端子又はアース用口出し線をサージアブソーバー専用に設けること。この場合において、アース端子と金

属外郭との間の空間距離（沿面距離を含む。）は 3mm 以上であること。ただし、回路からサージアブソーバーを取り外さずにサージアブソーバーを短絡した状態で別表第八1(2)へ(ハ)に適合するものにあっては、アース端子又はアース用口出し線をサージアブソーバー専用に設けることを要しない。

(2) サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線には、そのもの若しくはその近傍に容易に消えない方法でサージアブソーバー専用である旨の表示を付してあること。

(3) サージアブソーバー専用のアース端子又はアース用口出し線は、別表第八1(1)ホ、(2)ツ(ホ)及び(3)ハに準ずること。

3 「器体の表面」には、構造上やむを得ず露出する充電部を含む（以下別表第八附表第三（2(3)を除く。）において同じ。）。

4 基礎絶縁及び付加絶縁の「絶縁抵抗」をそれぞれの絶縁の種類ごとに測定することが困難なものにあっては、これらの絶縁を一括して同時に測定することができる。この場合において測定した絶縁抵抗は、強化絶縁に規定する値以上であり、かつ、それぞれに使用している絶縁物と同一のもので作製した試験片において、使用状態と同一温度にして測定した絶縁抵抗は、それぞれに規定する値以上であること。

5 試験は、器体の外郭が金属製のもの以外のもの（水中用のものを除く。）にあっては、器体の外郭にすきまなくあてた金属はく、水中用のものにあっては器体を浸した清水（以下別表第八において同じ。）と充電部との間において行う。

3. ［2 絶縁耐力試験］(4)において，基礎絶縁及び付加絶縁に「交流電圧」をそれぞれの絶縁の種類ごとに加えることが困難なものにあっては、これらの絶縁を一括して同時に加えることができる。この場合の交流電圧は、強化絶縁に規定する値とし、かつ、それぞれに使用している絶縁物と同一のもので作製した試験片において、使用状態と同一温度にしてそれぞれに規定する値の交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えるものであること。

4. ［5 浸水絶縁試験］(1)の，「器体を乾燥し」とは、原則として自然乾燥させることをいう。

5. ［5 浸水絶縁試験］(3)の，「器体のカバー」には、工具を使用して取り外すカバーを含めない。

6. ［6 耐湿絶縁試験］(2)の，「沸騰水を入れた容器」とは、約 80%の量の沸騰水を入れた庫内の床面積に近い大きさの容器をいい、次の表の写真用バットを使用する。

横	150	260	290	370	410	500	670	760
縦	120	160	230	320	350	420	520	600
深　さ	30	30	45	50	60	60	60	90

附表第四　温度限度

測定箇所			温度(℃)
1　巻線		A種絶縁のもの	100
		E種絶縁のもの	115
		B種絶縁のもの	125(120)
		F種絶縁のもの	150(140)
		H種絶縁のもの	170(165)
2　整流体(交流側電源回路に使用するものに限る。)		セレン製のもの	75
		ゲルマニウム製のもの	60
		シリコン製のもの	135
3　ヒューズクリップの接触部			90
4　持ち運び用のとっ手(使用中に人が操作するものを除く。)		金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	65
		その他のもの	80
5　使用中に人が操作するとっ手		金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	55
		その他のもの	70
6　点滅器等のつまみ及び押しボタン		金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	60
		その他のもの	75
7　外郭	人が触れて使用するもの	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	55
		その他のもの	70
	人が容易に触れるおそれのあるもの	金属製のもの、陶磁器製のもの及びガラス製のもの	85
		その他のもの	100
	人が容易に触れるおそれのないもの		100
8　試験品を置く木台の表面			95

(備考)

1　かっこ内の数値は、回転機の巻線に適用する。

2　等価試験を行う場合のジェット式の井戸ポンプ及び冷媒中において使用される電動機の巻線の温度は、表の巻線の値に5℃を加えた値とする。

3　この表において、基準周囲温度は、この表に特別に規定するものを除き、採暖用のものおよび水中用のものにあっては 20℃、その他のものにあっては30℃とする。

4　温度の測定は、巻線にあっては抵抗法、その他の測定箇所にあっては熱電温度計法とする。

(解説)

1. 本附表は，温度限度について規定したものである。

2. 本附表において，

1 「温度」には、機器等が停止した後に達する最高温度を含む。

2 温度上昇試験の合否の判定は、自動温度調節器により温度制御するものであって、合否の判定が温度（℃）による場合を除き、温度限度値から基準周囲温度を差し引いた値と、測定温度から室温を差し引いた値を比較して行う。この場合において、室温はできる限り基準周囲温度に近づけるものとする。

3 別表第四附表第三1(1)~~の解釈1に同じ。~~**を準用する。**

3. [1 巻線]において，温度を抵抗法で測定することが著しく困難なものであって、コイルの表面を測定したときの温度が、この表に規定する値から10℃減じた値以下である場合は、規定値を超えていないものとみなす。

4. [4 持ち運び用のとっ手(使用中に人が操作するものを除く。)]，[5 使用中に人が操作するとっ手]及び[6 点滅器等のつまみ及び押しボタン]において，

1 温度の測定点は、原則として、次による（図例1－7）。

(1) 「とっ手」であって、指をかけるものは上面又は側面、手でにぎるものは側面

(2) 「つまみ及び押しボタン」にあっては、使用に際し人が触れる部分の中央部

2 魚焼器等の油受皿の引き出し用のつまみ及びとっ手、電熱調理器類のふたのつまみ等使用中に操作しないものの温度は、測定しない。

3 次のものにあっては、「点滅器等のつまみ及び押しボタン」の項を準用する。

(1) アイロンのドライとスチームの切換用及び水蒸気調節用つまみ

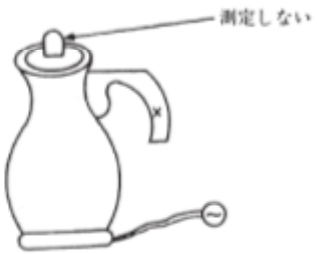
(2) 魚焼器の焼網操作用つまみ

(3) その他(1)及び(2)に類する箇所

例1　じや口のとつ手



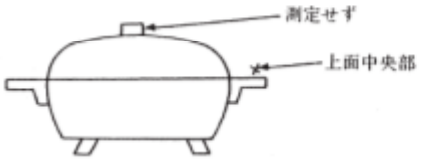
例2　電気湯沸器のとつ手



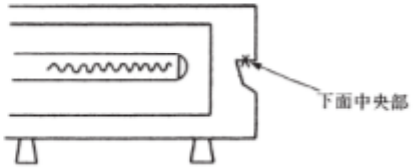
例3　電気はんだごてのとつ手



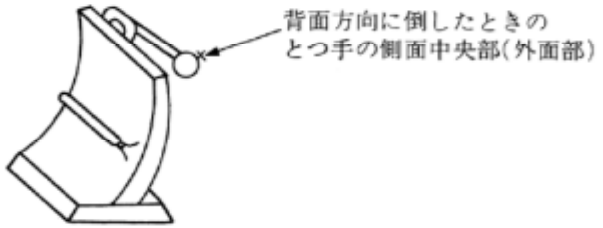
例4　電気なべ類のとつ手



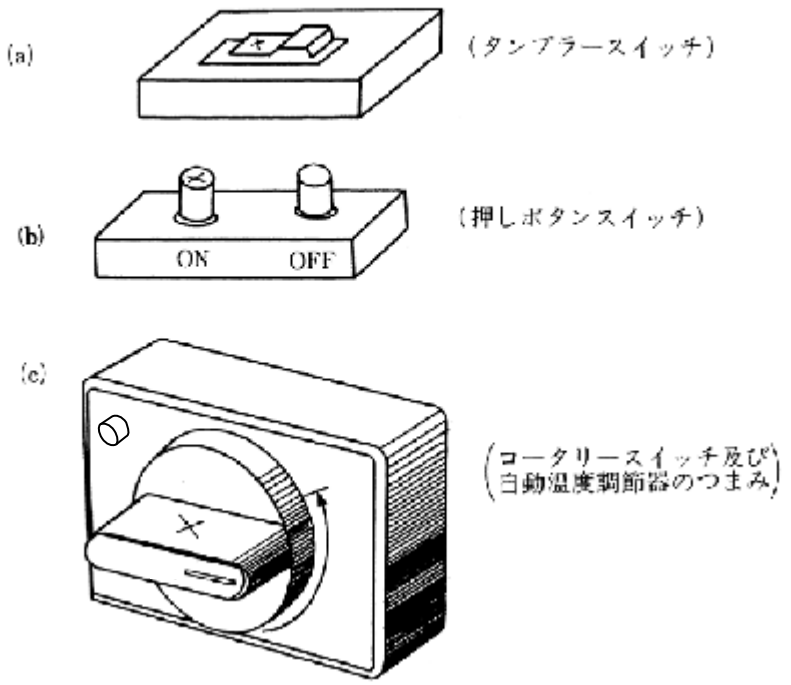
例5　電気ストーブ類の切り込んだとつ手



例6　電気ストーブ類の折りたたみ形とつ手



例7　器体スイッチ等のつまみ
（人が触れる部分の中央部）



5. [4　持ち運び用のとっ手(使用中に人が操作するものを除く。)], [5　使用中に人が操作するとっ手], [6　点滅器等のつまみ及び押しボタン]及び[7　外郭]において,

1 「金属製のもの」には、金属表面に植毛したもの、鋼板に合成樹脂を貼り合わせたもの等を外面に使用した場合にあっては、その樹脂等の厚さが 0.5mm 未満のものを含む（個別の温度規定においても適用する。）。

2 「その他のもの」には、合成樹脂等の素材に金属塗装をしたもの及び極めて薄い金属はくを貼ったものを含む（個別の温度規定においても適用する。）。

6. ［7　外郭］において,

1　次に示す部分は,「外郭」とはみなさない。

(1)　電気温きゆう部及びその周辺

(2)　温風機等の風が吹き出す開口部周辺

(3)　電気食器洗機,温水器等ののぞき窓及び蛇口部でとっ手以外の部分

(4)　庫内等の熱を外部に排出する排気孔周辺及び排気用の煙突

(5)　ガス又は石油利用機器の放熱用開口部及びその周辺

(6)　空気圧縮機のシリンダー部及びその周辺

(7)　光線治療器の光源部及びその周辺

(8)　携帯発電機のシリンダー部,マフラー部及びそれらの周辺

(9)　エレクトロニックフラッシュの発光窓

(10)　スライド映写機,オーバーヘッド映写機等の映写レンズ面

(11)　その他(1)ー(10)に類する部分

2　器体の一部に取り外し自由なアタッチメントを有し,その使用目的からみてこれを取り外したままの状態で使用しないものにあっては,そのアタッチメント類の着脱機構部分は,「外郭」とはみなさない。

3　「人が容易に触れるおそれのないもの」には,電気冷蔵庫等の圧縮機の容器及びこれに接続される冷媒配管のうち容器から 50mm 以内の部分を含む。

7. [8　試験品を置く木台の表面]において,

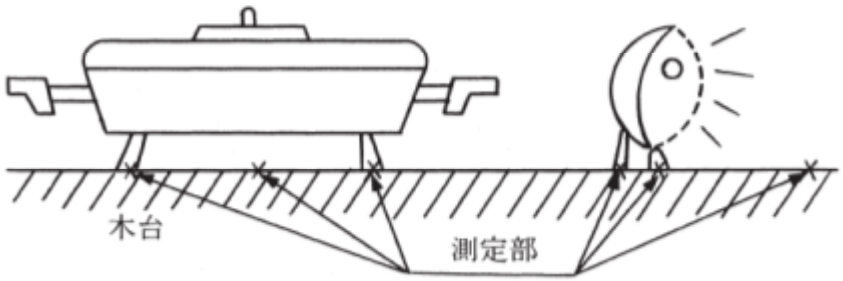
「試験品を置く木台の表面」とは,厚さが 10ー20mm の白木の板の次の箇所をいう。

(1)　試験品が木台に接触する箇所。なお,架台を附属するものにあっては,架台が木台に接触する箇所

(2)　試験品の底面が木台に接触しないものにあっては,輻射熱を受ける試験品の直下部

(3)　電気ストーブ等の発熱部の輻射熱が試験品の底面以外に達するものにあっては,輻射熱が達する範囲内の箇所（壁及び天井の部分を含む。）

例



8. 備考

1 「基準周囲温度」とは、温度限度を規定する場合における周囲温度の基準値をいう。

2 「抵抗法」による巻線の温度上昇値(K)は、次の式により算出すること。

(1) 銅線の場合

$T = (234.5 + t_1)(R_2 - R_1)/R_1 + t_1 - t_2$

ここに、T：温度上昇値(K)

t_1：最初の一定周囲温度(℃)

t_2：最終周囲温度(℃)

R_1：t_1℃における巻線の抵抗(Ω)

R_2：温度が一定になったときの巻線の抵抗(Ω)

(2) アルミニウム線の場合

$T = (230 + t_1)(R_2 - R_1)/R_1 + t_1 - t_2$

ここに、T：温度上昇値(K)

t_1：最初の一定周囲温度(℃)

t_2：最終周囲温度(℃)

R_1：t_1℃における巻線の抵抗(Ω)

R_2：温度が一定になったときの巻線の抵抗(Ω)

附表第五　機械的強度試験

試験の種類	試験の内容
1　静荷重試験	試験品の厚さが 10 ㎜以上の表面が平らな木台の上に通常の使用状態に置き、底面の形状が正方形であってその１辺の長さが 100 ㎜(おもちやにあっては、75 ㎜)、質量が 60kg(おもちやにあっては、22kg)のおもりを上部に１分間置いたとき、各部にひび、割れその他の異状が生じないこと。
2　落下試験	器体の質量が 4kg(おもちやにあっては、2kg)以下のものにあっては、コンクリート床上に置いた厚さが 30 ㎜の表面が平らなラワン板の中央部に、器体の底面がラワン板の面に平行になるように器体をひもでつり下げたものを、70 ㎝の高さから落としたとき、充電部の露出及び短絡を生ぜず、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ 以上であること。

(解説)

1. 本附表は，機械的強度試験について規定したものである。

2. 本附表において，

1 「おもり」は、大きさ100×100×30(㎜)の砂袋を緩衝物として試験品の上に置く。

2 「各部にひび、割れ」には、器体の外周部分に生じた軽度なもので、かつ、試験指が充電部に接触するおそれのないものは含まない。

3 「器体の質量」とは、次の状態における質量をいう。

(1) 電池を有するものにあっては、電池を取り外した状態

(2) 器体が分離できるものにあっては、これを分離しない状態及び分離した状態のそれぞれの状態

(3) 附属部品を有するものにあっては、機能が発揮できる最小の附属品を取り付けた状態

4 落下試験の試験条件は、次による。

(1) 落下の回数は、1回とする。

(2) 3(2)に掲げるものにあっては、試験は、それぞれの状態で行う。ただし、分離した後のものに電装部がない場合にあっては、この限りでない。

5 「充電部の露出」とは、別表第四1(2)ハに掲げる試験指が充電部(機能上やむを得ず設けたガラス、陶磁器等で覆われた部分を除く。)に触れることをいう。この場合において、試験指に加える力は 10N とする。

6 「短絡」とは、火災、感電の危険が生ずるおそれのある短絡をいう。

7 「器体の表面」には、開閉できる扉、ふたの内部で試験指が触れる部分を含む。

附表第六　電気用品の表示の方式

電気用品	表示の方式	
	表示すべき事項	表示の方法
電熱器具	1　相（定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。） 2　定格電圧 3　電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 4　定格周波数（電動機又は変圧器を有するものの場合に限る。） 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　水中用のものにあっては、その旨 7　屋外用のもの（水中用のものを除く。以下この表において同じ。）にあっては、屋外で使用できる旨 8　屋内用のもの（水中用のものを除く。以下この表において同じ。）にあっては、その旨（水道凍結防止器、ガラス曇り防止器その他の凍結又は凝結防止用電熱器具、電気温水器、電熱ボード、電熱シート、電熱マット、電気育苗器、電気ふ卵器及び電気育すう器の場合に限る。） 9　電気接着器にあっては、接着部の使用温度 10　電熱ボードのうち、乾燥した場所で使用するものにあっては、その旨 11　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
アイスクリームフリーザー（冷却装置を有するもの以外のものに限る。）、電気マッサージ器、指圧代用器及びその他の家庭用電動力応用治療器	1　相(定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 7　始動電流が37Aを超えるもの（単相のものに限る。）にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気ポンプ（電気井戸ポンプを除く。）	1　相(定格電圧が125Vを超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	3　定格消費電力 4　定格周波数 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　水中用のものにあっては、その旨 7　屋外用のものにあっては、屋外で使用できる旨 8　屋内用のものにあっては、その旨 9　温水用として使用するものにあっては、使用する温水の温度 10　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 11　漏電遮断器を有する構造のものにあっては、その旨 12　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	
電気井戸ポンプ	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　吸上げ高さ 6　押上げ高さ 7　揚水量 8　短時間定格のものにあっては、定格時間 9　水中用のものにあっては、その旨 10　屋外用のものにあっては、屋外で使用できる旨 11　屋内用のものにあっては、その旨 12　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 13　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
冷蔵用のショーケース、冷凍用のショーケース及びアイスクリームフリーザー(冷却装置を有するものに限る。)	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　電動機又は電磁振動器の定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6　屋内用のものにあっては、その旨(冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースの場合に限る。)	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 8　漏電遮断器を有する構造のものにあっては、その旨(冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースの場合に限る。) 9　漏電遮断器を取り付けられる構造のものにあっては、屋内配線に漏電遮断器が設置されていない場合には器体に漏電遮断器を取り付けて使用する必要がある旨(冷蔵用のショーケース及び冷凍用のショーケースの場合に限る。)	
ディスポーザー	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 7　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
自動洗浄乾燥式便器	1　定格電圧 2　電動機の定格消費電力 3　電熱装置の定格消費電力 4　定格周波数 5　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
自動販売機(電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものに限る。)	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6　発振管を有するものにあっては、定格高周波出力 7　短時間定格のものにあっては、定格時間 8　屋内用のものにあっては、その旨 9　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 10　漏電遮断器を有する構造のものにあっては、その旨 11　漏電遮断器を取り付けられる構造のものにあっては、屋内配線に漏電遮断器が設置されていない場合には器体に漏電遮断器を取り	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	付けて使用する必要がある旨 12　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	
電気気泡発生器	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　浴室内用又は浴室外用の別(浴槽用のものの場合に限る。) 7　屋外用のものにあっては、屋外で使用できる旨 8　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
浴槽用電気温水循環浄化器	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置の定格消費電力 6　水中用のものにあっては、その旨 7　屋内用のものにあっては、浴室内用又は浴室外用の別 8　屋外用のものにあっては、屋外で使用できる旨 9　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電動式おもちや(電気乗物及び電気遊戯盤を除く。)、電気乗物その他の電動力応用遊戯器具	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　屋内用のものにあっては、その旨 7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
高周波脱毛器	1　定格電圧 2　定格消費電力 3　定格周波数 4　定格高周波出力 5　短時間定格のものにあっては、定格時間	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	6　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
家庭用低周波治療器、家庭用超音波治療器及び家庭用超短波治療器	1　定格電圧 2　定格消費電力 3　定格周波数 4　短時間定格のものにあっては、定格時間 5　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
家庭用電位治療器	1　定格電圧 2　定格消費電力 3　定格周波数 4　短時間定格のものにあっては、定格時間	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
磁気治療器	1　定格電圧 2　定格容量 3　定格周波数 4　短時間定格のものにあっては、定格時間 5　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電撃殺虫器	1　定格1次電圧 2　定格2次電圧 3　2次短絡電流 4　定格周波数 5　屋内用のものにあっては、その旨	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気浴器用電源装置	1　定格入力電圧 2　定格周波数 3　短時間定格のものにあっては、定格時間	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気さく用電源装置	1　定格1次電圧 2　定格2次電圧(衝撃電流を繰り返して発生しないものの場合に限る。) 3　定格2次電流(衝撃電流を繰り返して発生するものの場合に限る。) 4　定格周波数 5　屋内用のものにあっては、その旨	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
直流電源装置	1　定格電圧 2　定格入力容量 3　定格周波数 4　定格出力電圧	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	5　定格2次電流 6　自動車スタータ用に使用するものにあっては、その旨 7　おもちや用のものにあっては、その旨 8　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
携帯発電機	1　相 2　定格電圧 3　定格電流 4　定格出力 5　定格出力周波数(出力が交流のものの場合に限る。) 6　出力が直流の場合にあっては、その旨 7　燃料の種類	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
ベルトコンベア、電気鉛筆削機、電動脱穀機、電動もみすり機、電動わら打機、電動縄ない機、選卵機、洗卵機、昆布加工機、するめ加工機、ほうじ茶機、包装機械、荷造機械、電気置時計、電気掛時計、自動印画定着器、自動印画水洗機、自動販売機（電熱装置、冷却装置、放電灯又は液体収納装置を有するものを除く。）、両替機、理髪いす、扇風機、サーキュレーター、換気扇、送風機、電気冷風機、ファンコイルユニット、ファン付コンベクター、温風暖房機、電気加湿機、空気清浄機、電気除臭機、電気芳香拡散機、電気掃除機、電気レコードクリーナー、電気黒板ふきクリーナー、その他の電気吸じん機、電気	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　屋外用のものにあっては、その旨（電気鉛筆削機、換気扇、送風機、電気冷風機、電気加湿機、空気清浄機、電気掃除機、電気黒板ふきクリーナー、その他の電気吸じん機、電気床磨き機、ベル、ブザー及びチャイムの場合に限る。） 6　屋内用のものにあっては、その旨（ベルトコンベア、自動販売機、両替機、送風機及びその他の電気吸じん機の場合に限る。） 7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

床磨き機、電気楽器、電気オルゴール、ベル、ブザー及びチャイム		
空気圧縮機、電動かくはん機、電気芝刈機、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機、その他の理容用電動力応用機械器具及び電気遊戯盤	1 相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限り、電気かみそり、電気バリカン、電気つめ磨き機及びその他の理容用電動力応用機械器具の場合を除く。) 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 定格周波数 5 屋内用のものにあっては、その旨(空気圧縮機、電動かくはん機及び電気遊戯盤の場合に限る。) 6 短時間定格のものにあっては、定格時間 7 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電動ミシン、電気ろくろ、電気はさみ、電気捕虫機、電気草刈機、電気刈込み機、園芸用電気耕土機、ジューサー、ジュースミキサー、フッドミキサー、電気製めん機、コーヒーひき機、電気缶切機、電気肉ひき機、電気肉切り機、電気パン切り機、電気かつお節削機、電気氷削機、電気洗米機、精米機、謄写機、事務用印刷機、あて名印刷機、タイムレコーダー、タイムスタンプ、電動タイプライター、帳票分類機、文書細断機、電動断裁機、コレーター、紙とじ機、穴あけ機、番号機、チェックライター、硬貨計数機、紙幣計数機、ラベルタグ機械、ラミネー	1 相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2 定格電圧 3 定格消費電力 4 定格周波数 5 屋外用のものにあっては、その旨(電気ブラシ及びサイレンの場合に限る。) 6 屋内用のものにあっては、その旨(電気噴霧機の場合に限る。) 7 短時間定格のものにあっては、定格時間 8 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 9 始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

ター、洗濯物仕上機械、洗濯物折畳み機械、おしぼり巻機、電気歯ブラシ、電気ブラシ、毛髪乾燥機、電気温風機、電気靴磨き機、電気乾燥機、サイレン、電気グラインダー、電気ドリル、電気かんな、電気のこぎり、電気スクリュードライバー、その他の電動工具、電気噴霧機及び電動式吸入器		
電気噴水機	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　水中用のものにあっては、その旨 6　屋外用のものにあっては、屋外で使用できる旨 7　屋内用のものにあっては、その旨 8　温水用のものにあっては、使用する温水の温度 9　短時間定格のものにあっては、定格時間 10　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 11　漏電遮断器を有する構造のものにあっては、その旨 12　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷蔵庫(吸収式のものを除く。)、電気冷凍庫、電気製氷機、電気冷水機、電気もちつき機及び電気食器洗機	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　電動機又は電磁振動器の定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6　屋内用のものにあっては、その旨(電気冷水機の場合に限る。) 7　短時間定格のものにあっては、定格時間(電気製氷機、電気もちつき機及び電気食器洗機の場合に限る。)	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	8　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
野菜洗浄機、運動用具又は娯楽用具の洗浄機、電気洗濯機及び電気脱水機	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　電動機又は電磁振動器の定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6　屋内用のものにあっては、その旨(野菜洗浄機及び運動用具又は娯楽用具の洗浄機の場合に限る。) 7　洗濯容量又は脱水容量(電気洗濯機及び電気脱水機の場合に限る。) 8　短時間定格のものにあっては、定格時間 9　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 10　始動電流が 37A を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷房機及び電気除湿機	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　電動機の定格消費電力 4　定格周波数 5　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 6　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号 7始動電流が 45A(定格電圧が 125V を超えるものの場合にあっては、60A)を超えるもの(単相のものに限る。)にあっては、その値	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
白熱電球、蛍光ランプ及びエル･イー･ディー･ランプ	1　定格電圧(安定器を内蔵しない蛍光ランプを除く。) 2　定格消費電力	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、1 個ごとに包装紙の表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示する場合は、これらを省略することができる。
写真焼付器、マイクロフィルムリーダー、その他の白熱電灯器具及び放電灯器具並びにエル･イー･ディー･電灯器具、広告灯、検卵器、電気消毒器、電気スタンド、家庭用つり	1　定格電圧 2　定格消費電力(放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有するものの場合に限る。) 3　適用光源の定格消費電力(使用者が交換できる光源をもつものに限る。) 4　定格周波数 (放電灯、変圧器、電動機又はランプ制御装置を有す	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

下げ型蛍光灯器具、ハンドランプ並びに庭園灯器具	るものの場合に限る。) 5 屋外用のものにあっては、その旨(その他の白熱電灯器具、その他の放電灯器具及びエル･イー･ディー･電灯器具の場合に限る。) 6 屋内用のものにあっては、その旨(広告灯及びハンドランプの場合に限る。) 7 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
スライド映写機、オーバーヘッド映写機、反射投影機、ビューワー、写真引伸機及び写真引伸機用ランプハウス	1 定格電圧 2 定格消費電力(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。) 3 適用電灯の定格電圧及び定格消費電力 4 定格周波数(放電灯、変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。) 5 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
エレクトロニックフラッシュ	1 定格電圧 2 定格蓄積電力量 3 モデリングランプを有するものにあっては、その定格電圧及び定格消費電力 4 定格周波数(変圧器又は電動機を有するものの場合に限る。) 5 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
装飾用電灯器具	1 定格電圧 2 定格電流 3 屋外用のものにあっては、その旨 4 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。ただし、1品ごとに容易に離れず、かつ、消えない方法でﾗﾍﾞﾙにより表示する場合は、これらを省略することができる。
充電式携帯電灯	1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用電灯の定格消費電力 4 定格周波数 5 二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
家庭用光線治療器	1 定格電圧 2 定格消費電力 3 適用電灯の定格消費電力(光源として電灯を使用するものの場合に限る。)	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	4　定格周波数(変圧器又はﾁｮｰｸｺｲﾙを有するものの場合に限る。) 5　短時間定格のものにあっては、定格時間 6　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
複写機	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　光源の定格消費電力 5　定格周波数 6　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力 7　短時間定格のものにあっては、定格時間 8　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電子応用機械器具(高周波ウエルダー、電子レンジ及びその他の電子応用遊戯器具を除く。)	1　定格電圧 2　定格消費電力 3　定格周波数(テレビジョン受信機の場合を除く。) 4　短時間定格のものにあっては、定格時間(超音波加湿機及び超音波洗浄機の場合に限る。) 5　屋内用のものにあっては、その旨(テレビジョン受信機用ブースターの場合に限る。) 7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
高周波ウエルダー及び電子レンジ	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　定格高周波出力 6　電熱装置を有するものにあっては、電熱装置の定格消費電力(電子レンジの場合に限る。) 7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
その他の電子応用遊戯器具	1　相(定格電圧が 125V を超えるものの場合に限る。) 2　定格電圧 3　定格消費電力 4　定格周波数 5　屋外用のものにあっては、その旨	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

	6　短時間定格のものにあっては、定格時間 7　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	
電灯付家具、その他の電気機械器具付家具、電気ペンシル、漏電検知器、防犯警報器、アーク溶接器及び雑音防止器	1　定格電圧 2　電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3　定格周波数 4　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
コンセント付家具	1　定格電圧 2　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
医療用物質生成器	1　定格電圧 2電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3　定格周波数	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
電気冷蔵庫（吸収式のものに限る。）	1　定格電圧 2　定格消費電力 3　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。
調光器	1　定格電圧 2　定格容量 3　定格周波数(放電灯用のものの場合に限る。) 4　屋外用のものにあっては、その旨 5　二重絶縁構造のものにあっては、□の記号	表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

（備考）半導体素子その他これに類する抵抗温度係数の大きいものを負荷とするもの又はサイリスタその他これに類する制御機構を用いたものであって、使用状態の変化に応じて消費電力が変化し、かつ、その定格値の表示を最大及び最小の範囲で示すことがやむを得ないものにあっては、定格消費電力を当該最大及び最小の範囲で表示することができる。

（解説）

1. 本附表は，電気用品の表示の方式について規定したものである。

附表第七　軟銅集合より線

断面積(㎜^{2})	20℃における電気抵抗(Ω/km)	
	めっきを施してないもの	めっきを施してあるもの
14	1.32 以下	1.39 以下
22	0.844 以下	0.892 以下
30	0.625 以下	0.661 以下
38	0.496 以下	0.525 以下
50	0.394 以下	0.411 以下
60	0.328 以下	0.329 以下
80	0.230 以下	0.243 以下
100	0.192 以下	0.193 以下

(備考)

1　電気抵抗の測定は、別表第一附表第一の備考1を準用する。

2　導体の断面積が表に掲げる値以外のものの電気抵抗は、内挿法により求めた値とする。

(解説)

1. 本附表は，軟銅集合より線について規定したものである。

附表第八　絶縁耐力試験

1の試験条件において試験を行なったとき、2の基準に適合すること。

1　試験条件

完成品を1時間清水中に浸し、導体と大地との間に次の表に掲げる交流電圧を加えること。

2　基準

連続して1分間耐えること。

用途	交流電圧(V)
導線用のもの	1,000
ホルダー用のもの	1,500

(解説)

1. 本附表は，絶縁耐力試験について規定したものである。

附表第九　引張強さ及び伸びの試験

絶縁体又は外装に使用する絶縁物は、1の試験条件において引張強さ及び伸びの試験を行なったとき、2の基準に適合すること。

1　試験条件

別表第一附表第十四1を準用する。

2　基準

室温における引張強さ及び伸び並びに加熱後の引張強さ及び伸びの残率は、次の表に掲げる値以上であること。

絶縁体と外装の別	絶縁物の種類		室温における値		加熱後の残率	
			引張強さ(MPa)	伸び(%)	引張強さ(%)	伸び(%)
絶縁体	天然ゴム混合物	導線用のもの	14	430	50	50
		ホルダー用のもの	6	250	50	50
	クロロプレンゴム混合物		13	300	65	65
	エチレンプロピレンゴム混合物		4	300	80	80
	クロロスルホン化ポリエチレンゴム混合物		8	300	80	70
	ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
		その他のもの	10	350	80	65
	ポリオレフィン混合物	架橋したもの	7	200	80	80
		その他のもの	5	200	80	65
外装	天然ゴム混合物		14	430	50	50
	クロロプレンゴム混合物		13	300	65	65
	クロロスホン化ポリエチレンゴム混合物		13	300	80	70
	耐燃性エチレンゴム混合物		7	300	80	80
	ポリエチレン混合物	架橋したもの	10	200	80	80
		その他のもの	10	350	80	65
	耐燃性ポリオレフィン混合物		8	200	80	80

(解説)

1. 本附表は，引張強さ及び伸びの試験について規定したものである。

附表第十　衝撃試験

　完成品から適当な長さの試料を採り、これを次の図の衝撃試験装置の鉄台上に置き、その上に次の表に掲げる質量のおもりを同表に掲げる高さから落下させたとき、絶縁体又は外装にひび、割れその他の異状が生ぜず、かつ、導体、金属製の導体補強線又は補強索の素線の断線率がそれぞれ30%以下であること。

(解説)

1. **本附表は，衝撃試験について規定したものである。**